

マイナンバーカードを活用した救急業務に関する実証事業の延長について

消防局では、救急隊が搬送先医療機関の選定を行う際に、救急車を必要とする人（以下「傷病者」という。）のマイナ保険証を活用し、搬送先医療機関の選定に有効な医療情報を入手することにより、救急業務の迅速化や円滑化を図ることを目的とした実証事業を実施しています。

1 概要

救急現場において、救急隊が傷病者のマイナ保険証を活用し、通院履歴や服薬情報などの医療情報を読み取り、その内容を早期に把握することで適切な医療機関への搬送に役立てるための効果を検証します。

※ 本実証事業は総務省消防庁と全国67消防本部が連携して実施するものです。

2 実施期間

令和6年6月11日(火)～令和7年3月31日(月)

※ 当初2か月程度の実施とされていたものを、令和7年3月31日(月)まで延長

3 対象事案

実証事業を実施する11隊の救急隊が、実施期間中に出勤する救急事案

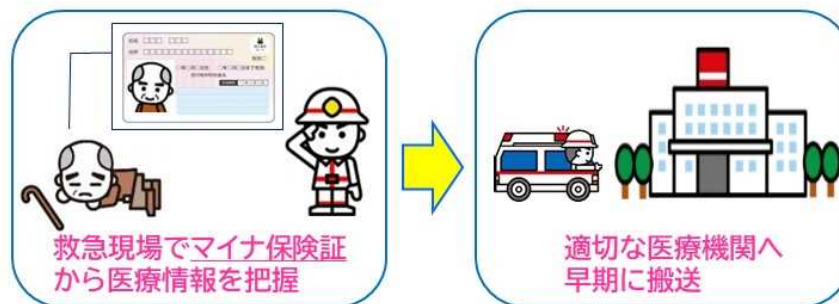
4 実施状況（6月11日から7月22日までの6週間の集計結果）

対象事案数	2,033人	100%
マイナンバーカードから情報取得ができた事案	258人	12.7%
マイナンバーカードから情報取得ができなかった事案	1,775人	87.3%
マイナンバーカード不所持	1,344人	66.11%
保険証登録未実施	319人	15.69%
救急隊長による実施不可の判断	77人	3.79%
その他	35人	1.72%

救急現場で マイナンバーカードを活用

前橋市消防局で実証事業を実施しています。

救急車を必要とする人のマイナ保険証（健康保険証利用登録済マイナンバーカード）から通院履歴や服薬情報などを読み取り、搬送先医療機関の選定に役立ってます。



【実施期間】令和6年6月11日から令和7年3月31日まで

※ 実施期間延長しました。

実証事業にご協力いただくため、
マイナ保険証の携帯をお願いします。